

第58回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第1日）

平成18年2月10日（金）第58回北但行政事務組合議会（定例会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡満夫
8番	新温泉町	小林一義	9番	豊岡市	川口匡
11番	豊岡市	吉岡正章	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	15番	香美町	柴田幸一郎
16番	香美町	浜上勇人	17番	豊岡市	升田勝義
18番	豊岡市	森井幸子	19番	豊岡市	谷口勝己

会議に出席しなかった議員（3名）

7番	新温泉町	岡本和雄	10番	豊岡市	熊本善兵衛
14番	新温泉町	宮脇諭			

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸  
書記 原重喜  
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町長 藤原久嗣

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第1号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 第2号議案 北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第3号議案 議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4号議案 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5号議案 平成18年度北但行政事務組合一般会計予算  
(以上5件、一括上程、説明)

## 議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 開 議
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 諸般の報告
7. 議案(第1号議案～第5号議案)一括上程  
    管理者提案説明  
    議案ごとの説明
8. 休会議決
9. 日程通告
10. 散 会

〔議長開会あいさつ〕

議長（谷口勝己） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

立春を過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続くきょうこのごろ、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに、第58回北但行政事務組合議会定例会を開会する運びとなりましたこと、組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

さて、今期定例会に上程されます案件は、事件決議1件、条例3件、当初予算1件の合計5議案であります。

どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心から念願いたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが、開会のごあいさつといたします。

開会 午前10時01分

議長（谷口勝己） ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第58回北但行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（谷口勝己） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、安治川敏明議員、岡満夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（谷口勝己） 日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員長（上坂正明） 第58回北但行政事務組合議会定例会の運営について、今期定例会の議事運営について報告します。

会期については、本日から2月22日までの13日間といたします。

次に、日程についてですが、本日は、諸般の報告の後、当局提案議案を一括上程し、管理者の提案説明並びに各担当課長等による議案ごとの説明を受け、散会することとします。その後、議員協議会、広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会を開催します。次に、明2月11日から2月20日までは、議案熟読のため休会。この間、13日正午、質問、質疑の通告締め切りとし、21日に本会議を再開し、一般質問を行います。一般質問終了後、各議案ごとに質疑、討論、表決を行います。その後、議案1件を追加提案し、質疑、討論、表決を行い、今期定例会を開会することといたしております。

以上、報告のとおり、今期定例会の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から2月22日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（谷口勝己） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、熊本善兵衛議員、宮脇諭議員、岡本和雄議員であります。

次に、平成17年度北但行政事務組合定期監査、事務監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書を配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、議案第5号平成18年度北但行政事務組合一般会計予算の説明資料に誤りがあるため、1枚物の差し替え資料を配付いたしておりますので、差し替えをお願いいたします。

### 日程第4 第1号議案～第5号議案（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外4件）

議長（谷口勝己） 日程第4、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外4件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

節分も過ぎ、暦の上では春となりました。本日ここに、第58回北但行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参会を賜りましたこと、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表する次第です。

さて、今期定例会に私から提案いたします案件は、事件決議1件、条例3件、当初予算1件の合計5件であります。なお、会期中に助役の給与及び旅費に関する条例改正を追加提案することといたしておりますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、組合の当面する諸問題についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、上郷区への対応についてであります。

昨年12月11日に多数の区民の皆様にお集まりいただきました上郷区懇談会の状況につきましては、12月27日開催の議員協議会においてご報告申し上げたところです。その後、上郷区では、年末から年始にかけて新年度役員の選考がなされ、1月に開催された総会で区長を初めとする新年度役員の選出がなされるとともに、ごみ・汚泥処理施設に関する問題について検討する組織として、各隣保から1名、合計11名で組織される、仮称ですが、対策委員会の設置が承認されたとお聞きしております。本組合といたしましては、新たに設置されますこの委員会との積極的な話し合いを進めながら、

区民の皆様のご理解が得られますよう、誠心誠意努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画の策定についてであります。

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき作成するものであり、ごみ処理を共同して行う市町及び組合が長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進、またごみ処理施設整備を図るための基本的な計画です。この計画は、平成13年度策定の北但地域ごみ・汚泥処理基本計画の見直し業務に関連して、平成16年度と17年度の2カ年をかけて策定を進めてきたものです。この中で、ごみ排出量などの第2次推計がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。

16年度業務では、過去5年間のごみ処理実績をもとに将来のごみ排出量、資源化、減量化量及びごみ処理、処分量の予測を第1次推計としてまとめました。その結果、新施設稼働予定の平成25年度における可燃ごみ、汚泥の1日の処理量を137.6トンと推計し、この処理量に稼働率、調整率を勘案して、ごみ・汚泥焼却施設の処理能力を約190トンとご報告申し上げます。17年度の業務では、16年度推計をもとに構成市町、組合の協議、調整のもとに新分別区分の統一を図り、排出抑制、資源化施策等を勘案して見直した結果、1日の可燃ごみ・汚泥の処理量は127.8トン、処理能力にして174トンとなり、処理能力を約16トン縮小することとなりました。

本組合の計画は、構成1市2町のそれぞれの一般廃棄物処理基本計画案をもとに策定したのですが、現在、各市町の計画自体が今後、各市町議会の協議を経て正式に策定されることになっていきますので、組合もそれを待って当計画を正式にすることにしたいと考えています。

なお、本計画案につきましては、本日、本会議終了後、議員協議会を開催していただくことになっておりますので、その場において詳細をご説明申し上げたいと考えております。

次に、循環型社会形成推進地域計画について申し上げます。

廃棄物処理施設整備に対する国の支援制度は、三位一体改革の中で従来の補助金制度が廃止され、本年度から循環型社会形成推進交付金制度が創設されました。本組合もこの交付金制度を活用して事業を推進していきたいと考えております。この交付金を受けるためには、循環型社会形成推進地域計画の作成が必要であり、さらにこの計画を環境省、県、構成市町、組合が参画する地域協議会で協議し、その後、交付申請等の手続を経て交付されることとなります。この計画は、一般廃棄物処理基本計画に定める数値や考え方を基本に作成するものです。本議会におきまして生活環境影響調査費を新年度予算として計上いたしておりますが、この調査費につきましても、施設整備に関する計画支援事業として、この交付金の対象となるものです。

次に、ごみ・汚泥焼却施設から発生する焼却灰とばいじん処理の外部委託の検討についてであります。

13年度の計画では、当時の補助金制度においては、ごみ焼却施設を新設する際には、原則として焼却灰、ばいじんのリサイクル、減量化を図るための溶融固化設備を有していることが補助要件であったことから、この設備を整備し、そこで発生するスラグ、メタルは資源化を図り、ばいじんなどについては最終処分場で埋め立て処分することとしておりました。その後、平成17年度に補助金

制度が交付金制度にかわり、この補助要件はなくなりました。このことは、施設設置者にとって選択の幅が広がることになりました。一方、スラグ化などによる資源化、最終処分量の削減が循環型社会形成の大きな目標となっており、焼却灰とばいじんの処理を外部委託することができる場合は最終処分場規模の縮小などのメリットが考えられることから、焼却灰、ばいじんの処理を外部に委託し、処理することの可能性と是非について具体的な検討に入りたいと考えております。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、兵庫県市町村職員退職手当組規約で定める組合を組織する市町等を変更するための議会の議決を求めるものです。

次に、第2号議案北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定については、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況を公表するため、新たに条例を制定するものです。

次に、第3号議案議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、議員の費用弁償について見直しを行うものです。

次に、第4号議案職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、鉄道賃の支給基準を改正するものです。

続きまして、第5号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,132万2,000円と定めています。また、生活環境影響調査業務に対して、平成19年度までの債務負担行為を設定しています。

広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の推進につきましては、地元区また関係地区住民の皆様のご理解とご同意をいただくことを最優先に、誠心誠意全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところです。主な事業として、施設整備事業費において生活環境影響調査業務と施設整備基本計画策定業務を計上しております。

まず、生活環境影響調査ですが、この調査は、施設整備に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においてその実施が義務づけられているものです。調査目的は、施設整備の計画段階において施設整備予定地域の環境の現状調査を実施し、その結果に基づいて、施設が立地した場合の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ予測、評価し、その影響に対し必要な保全対策を施設整備計画に反映させていこうとするものです。

これまでの地元区での説明会、懇談会の中で、排気ガスなどが環境に及ぼす影響を心配される声を多く聞いております。この調査を実施することにより、ご心配の点などに関する客観的なデータをお示しすることが可能になり、今後の具体的な議論にも資することになります。地元の皆様のご理解を得て実施させていただきたいと考えております。

次に、施設整備基本計画策定であります。今日までの間に、当初計画の見直しや新たに施設整備の方針等を検討してきましたが、この計画では、施設整備の基本方針、施設整備規模や公害防止基準等施設の基本的事項、その他安全対策や情報公開を含む監視のあり方等、施設整備の基本的事

項についてまとめたいと考えています。

以上で、私の総括説明を終わり、議案ごとの詳細につきましてはそれぞれの担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第1号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） それでは、第1号議案につきましてご説明申し上げます。兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び規約の変更についてでございます。

4ページをお開きください。規約の新旧対照表でご説明を申し上げます。平成の18年3月31日をもって退職手当組合から2団体が脱退することに伴い、構成団体においてそれぞれ同文議決を求めようとするものでございます。

別表第1でございしますが、これは組合を組織する市と一部事務組合について定めております。その中で改正前でございます。アンダーラインのっております部分です。揖南衛生施設一部事務組合ですが、たつの市と太子町で構成をし、火葬場の設置、管理運営を行っております組合でございます。一部事務組合の統廃合によりまして解散をいたします。そして、その2行下に揖龍保健衛生施設事務組合というのがございしますが、ここに業務が承継されることとなります。それに伴います脱退でございます。

次に、一番下のところでございます。神崎郡北部病院事務組合ですが、神河町と市川町で構成をし、病院等の設置、管理運営を行っております組合です。市川町がこの組合から脱退をしまして神河町単独の組合となることから、この組合を解散をし、神河町に業務が承継されることに伴い、退職手当組合から脱退するものでございます。

このことによりまして、退職手当組合は19市12町33事務組合、合計64団体が組織されることになってまいります。以上でございます。

議長（谷口勝己） 第2号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） それでは、5ページでございます。第2号議案でございます。北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、管理者が申しあげましたように、地方公務員法が改正をされまして、地方公共団体に次の3つの事項が義務づけられました。まず1点は、任命権者は毎年、地方公共団体の長に職員の人事行政の運営状況を報告しなければならないということ、第2点は、公平委員会は毎年、地方公共団体の長に対し業務の状況を報告しなければならないこと、3点目は、地方公共団体の長は、これらの報告を受けたときは、毎年その報告の概要を公表しなければならないと、こういうことが義務づけられました。この法改正に伴いまして、これらの事項については条例をもって定める必要があるということで、新たな本条例を制定しようとするものでございます。

なお、この条例の作成に当たりましては、但馬内の各市町を初めとします地方公共団体が公平委

員会を但馬公平委員会として共同設置をしておりますことから、公平委員会に関しまする条文内容の統一を図るということで、但馬公平委員会と豊岡市の協議による条例のモデル案が示されております。本組合におきましてもこのモデル案を参考に、それに準じた形でここに定めようとするものであります。

それでは、逐条について説明をいたします。7ページをお開きください。第1条ですが、これは趣旨規定でございます。地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等に関し必要な事項を定める旨を規定をしております。第2条は、毎年、任命権者から管理者、これは北但行政組合の長である管理者ということでございますが、管理者に対し前年度の人事行政の運営の状況を報告する期限を6月末までと規定をしております。第3条は、任命権者の報告事項ですが、第1号の職員の任免及び職員数の状況以下9項目についてそれぞれ定めております。第4条は、毎年、公平委員会から管理者に対する前年度における公平委員会の業務の状況の報告期限を6月末までというぐあいに規定をしております。第5条は、公平委員会の報告事項、2つ定めております。

8ページです。第6条ですが、毎年の管理者による公表期限を9月末までと規定をしております。第7条は、公表の方法の規定であります。第8条は、本条に定める以外の事項についての管理者への委任規定であります。

附則でございます。平成18年の4月1日から施行しようとするものでございます。

以上です。よろしくお願いを申し上げます。

議長（谷口勝己） 第3号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 9ページでございます。第3号議案です。議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

12ページの新旧対照表をお開きください。この第4条は、費用の弁償について規定した条文でございます。第2項を全文改正をしております。第2項は、議員が議会等に出席した場合の費用の弁償について定めております。現行の費用の弁償の仕方でございますけれども、旧町役場から交通機関を利用した場合の実費相当額を支給する扱いといたしております。これを改正案では、合併後の各市町の条例を参考にいたしまして、議場と住所までの移動距離が10キロメートル以上の場合を支給対象とし、第1号では、交通用具を利用した場合、10キロメートル以上40キロメートル未満の場合は日額1,000円、40キロメートル以上の場合日額2,000円を支給することとし、第2号では、公共交通機関利用の場合は、その実費相当額を支給しようとするものでございます。

附則でございます。この改正条例は、18年の4月1日から施行しようとするものでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（谷口勝己） 第4号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 13ページ、第4号議案です。職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

16ページの新旧対照表をごらんください。第7条でございます。これは鉄道賃について規定をしております。第1号から第4号までを全文改正しておりますが、改正のまず第1点目は、各号共通をいたしまして、条文の表現を体言どめの表現にするなどにより、より正確な規定の仕方に整理をさせていただいております。次に第2点でございます。2号から4号までにつきましてそれぞれ共通をいたしまして、「同一列車の旅行区間が」という表現が現行条例上ございます。この規定の仕方につきまして、実態をいたしまして特急料金等乗り継ぐ場合も生じますことから、この部分を「片道」という表現に改めさせていただきたいということでもあります。

附則でございますけれども、この条例は、平成の18年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（谷口勝己） 第5号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） それでは、17ページです。第5号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1億4,133万2,000円といたしております。対前年度に比べまして2,982万6,000円の増額ということになります。それから、第2条で債務負担行為の設定をしております。20ページでございますけれども、19年度5,500万ということで、生活環境影響調査業務の債務負担行為を設定しておりますが、これは当該年度、18年度に3,000万を計上しております。したがって、この事業につきましては合わせて8,500万の限度でもって事業をしていこうと、こういうものでございます。第3条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。

それでは、24ページをお開きください。事項別明細書、歳入の部分でございます。まず、10款2項の1目負担金でございます。各市町にご負担をいただきます負担金でございます。規約改正を既に終えておまして4月1日からの施行になっておりますが、均等割15、人口割85という割合で積算をいたしておりますし、人口割の基礎になります数値につきましては17年に行われました国調の速報値をもって積算をいたしております。

次の20款2項4目でございますけれども、国庫支出金、国庫補助金でございます。先ほど債務負担のところでもご説明申し上げましたが、生活環境影響調査にかかわります費用に対しまして3分の1の国からの交付金を受けたいということでもあります。

次に、26ページをお開きください。歳出でございます。10款1項1目の議会費でございます。前年に比べまして30万1,000円の減額となっておりますが、主といたしましては、1節の報酬でございます。従前27名の議員定数でございましたのが19名に減っております。そこで33万6,000円の減額となっております。それから、9節の旅費につきましては逆に増額をいたしておりますが、これは特別委員会あるいは議員協議会をこれからはお願いをしていく機会がふえるのではないかと、こういう予測のもとに若干の増額の計上をいたしておるところでございます。

次に、15款です。総務管理費でございます。1項1目一般管理費でございます。前年に比べまして1,220万の減額となっておりますが、その主たる原因は、ここの科目で、負担金の中で職員の派遣

の person 費を賄っておりましたけれども、本年度につきましては1名ここで減をいたしております。この部分を施設整備費の方に持ってまいっております関係で、大きくそこで減ってまいっております。報酬は、非常勤の職員の報酬、委員報酬でございます。さらに給料、職員手当、共済費あるいは賃金ということで、助役あるいは臨時職員の person 費に係る分を計上いたしております。次に、需用費でございます。前年に比べまして34万円減らしておりますけれども、その中では車両にかかります燃料費などを施設整備費の方に持ってまいっておりますような事情もございます。それから、パフォーマンスチャージ、コピー代のことでございますが、これの縮減を図っております。次に、14節の使用料及び賃借料につきましては、OA機器の部分でパソコンの台数が2台減っておりますこと、さらに燃料費で申し上げましたけれども、庁用車、借り上げております部分を施設整備費の方に持ってまいったという事情がございます。その中で、土地賃借料という14万4,000円が上がっておりますが、これにつきましては香美町、新温泉町から派遣を受けております職員の駐車場の借り上げでございます。備品費につきましては、74万6,000円と前年に比べて大きく減っておりますが、これは事務所を移転する際に備品が必要であったということで昨年は上げておりましたけれども、それを大幅に減らさせていただいております。19節につきましても、先ほど説明いたしましたように、1名減というようなことの中で派遣職員給与費が1,022万4,000円減ってございまして、トータルこの負担金のところでは997万2,000円減額となっております。この負担金の中に光熱水費という表現の部分がございまして、これは私どもの事務所は豊岡市の庁舎をお借りをしておりますので、応分の負担ということで、ここで負担金で処理をさせていただいております。

20款につきましては、施設整備課長の方からご説明申し上げます。

23款は、一時借入金に關します利子を5万円上げております。

次の32ページは、予備費でございます。30万計上させていただいております。

36ページです。給与費明細書につきまして訂正の資料をお配りしておりますけれども、その他特別職の欄に人数を誤っておりました。10名と書いておりますのは、前年度、本年度ともに12名でございます。申しわけなく存じます。おわびいたします。

38ページは、一般職に關する給与費明細でございますけれども、ご承知のようにプロパーの職員がおりませんので、以下の内容につきましてはほぼ空欄というような状況になっております。

46ページにつきましては、債務負担行為に關する調書を上げておりますし、48ページにつきましては、性質別歳出内訳なり財源内訳を示しております。ご清覽を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、30、31ページをお開きください。1款1目広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費についてご説明を申し上げます。

まず、30ページの本年度予算は1億725万1,000円でございます。昨年対比で4,229万7,000円の増ということでございますが、この増は主に委託費、委託料、また負担金等による増でございます。

それでは、31ページの歳出の内容につきましてご説明をいたします。まず、1節の報酬及び2節職員手当等は、非常勤、嘱託職員の雇用に要するものであります。8節報償費は、地元説明会における講師やアドバイザー謝金でございます。9節旅費は、先進地視察に要する費用弁償、また職員の会議出席、研修、先進地調査等普通旅費でございます。11節需用費は、事務用消耗品、車両燃料費、視察におけるお茶代等、広報の印刷費、資料作成に係るコピー代等でございます。12節の役務費は、自動車の保険料であります。

13節委託料でございますが、まず生活環境影響調査であります。この調査は今年度、廃棄物処理法に基づき施設を整備します場合には必ず行わなければならない調査でございます。調査項目は大気、水質、騒音、振動、悪臭等合計10項目を考えております。調査の手順ですが、まず調査項目を設定し、4シーズン、主な項目は1年間にわたりまして現況調査を実施いたします。次に、その調査結果をもとに施設整備を行いました場合の環境影響を付加いたしまして、環境基準に照らし合わせ評価をいたします。その結果は調査報告書としてまとめまして、広く住民の方々に縦覧し、意見を求めていくという手続をとっていきます。その後、県知事に対しまして施設の設置届を提出する際に、この生活環境影響調査報告書を添付しなければならないというものでございます。

次に、ホームページの作成業務でございますが、この業務は、本事業の計画の内容、推進状況につきまして広く関係住民の皆様方、多くの皆様方に情報を提供して、ご理解やご協力を得たいという目的で作成するものでございます。ホームページは約30ページを予定しておりますが、構成市町ともリンクをした内容といたしております。

次に、施設整備基本計画策定業務でございますが、この計画は施設整備の基本的事項をまとめようというものでございます。その主な内容といたしましては、基本理念、基本方針、施設の計画概要、公害防止基準等でございます。また、技術指導業務は、この計画策定に伴います機械、電機等ごみ処理プラントに関係します専門的分野についての指導を受ける際の事業費でございます。

14節使用料は、地元関係者等の先進地視察用のバス借り上げ料、また通行料でございます。19節負担金は、派遣職員7人の給与費でございます。以上が説明でございます。

議長（谷口勝己） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。本日は説明のみにとどめます。

以上で本日の日程は終わりました。

この際、お諮りいたします。明2月11日から2月20日までを議案熟読のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認め、さように決しました。

次の本会議は、2月21日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時38分